

宮城県津波対策ガイドラインの 改定(案)について

令和 4 年 8 月

宮城県復興・危機管理部
防災推進課(事務局)

宮城県津波対策ガイドラインの改定（案）について

1 宮城県津波対策ガイドラインの主旨及び沿革について

- 「宮城県津波対策ガイドライン」は、平成15年、学識経験者、沿岸市町、防災関係機関、県等で構成される「宮城県津波対策連絡協議会」において作成したもので、沿岸市町の津波避難計画策定の指針となるもの。
- これまで、法改正や大規模な災害などを契機として、必要に応じガイドラインの改定を行ってきたもの。

2 今回のガイドラインの見直しの経緯について

- 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき令和4年5月10日に**宮城県津波浸水想定の設定・公表**を行った。
- 宮城県津波浸水想定では、**最大クラスの津波が悪条件下**で発生することを想定しているため、東日本大震災の津波よりも浸水の範囲、浸水の深さが大きくなるシミュレーション結果となっている。
- これを受けて、県内においてハザードマップ、津波避難計画等の津波防災対策の見直しが求められていることから、今回、ガイドラインの改定を行うもの。

3 見直しを実施した主な項目について

- (1) 津波浸水想定区域内の既存の指定緊急避難場所について
- (2) 徒歩避難及び自動車避難について
- (3) 津波注意報、津波警報発表時の避難対象地域について

宮城県津波対策ガイドラインの改定（案）について

津波浸水想定区域内の既存の指定緊急避難場所について

● 修正理由

【ガイドライン見直しの経緯】

- －宮城県津波浸水想定公表により、避難場所として想定している指定緊急避難場所等の浸水リスクについて確認する必要があるが生じている。
- －確認の結果、浸水のおそれがある場合は見直し等が必要となるが、新たな避難場所の確保には短期的・長期的に検討すべき課題がある。

【ガイドライン見直しの方向性】

- －短期的には「**想定水位（基準水位）以上の高さに居住者等受入用部分**があり、かつ**当該部分までの避難上有効な経路**があること」を最優先で確認

● 主な修正箇所（新旧対照表（案） P 6 より）

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考
36	<p>3.4.1 指定緊急避難場所等（避難目標地点を含む）の指定・設定（略）</p> <p>【解説】 （略）</p> <p>安全性については、最大クラスの津波への対応を原則とし、「最大クラスの津波」に備えて、住民等が時間と余力がある限り、より「安全な場所」を目指す避難行動を推進します。そのため、指定緊急避難場所等の危険度・安全度を明確にし、津波ハザードマップや建物への想定浸水高の表示、地域の地盤高や避難先の海拔表示、海岸からの距離表示等により周知するよう努めることとします。</p> <p><u>なお、津波浸水想定等、新たなハザード情報の公表等があった際には、既存の指定緊急避難場所について、以下の観点から安全性の確認を実施します。</u></p> <p><u>イ 想定水位（基準水位）以上の高さに居住者等受入用部分があるか。</u></p> <p><u>ロ 当該部分までの避難上有効な経路があるか。</u></p> <p><u>ハ 津波に対して安全な構造のものであるか。</u></p> <p><u>※安全性の確認にあたっては、上記イ及びロの条件を満たすことを最優先とします。</u></p>	<p>3.4.1 指定緊急避難場所等（避難目標地点を含む）の指定・設定（略）</p> <p>【解説】 （略）</p> <p>安全性については、最大クラスの津波への対応を原則とし、「最大クラスの津波」に備えて、住民等が時間と余力がある限り、より「安全な場所」を目指す避難行動を推進します。そのため、指定緊急避難場所の危険度・安全度を明確にし、津波ハザードマップや建物への想定浸水高の表示、地域の地盤高や避難先の海拔表示、海岸からの距離表示等により周知するよう努めることとします。</p> <p><u>（新設）</u></p>	津波浸水想定公表を踏まえた修正

宮城県津波対策ガイドラインの改定（案）について

津波注意報、津波警報発表時の避難対象地域について

● 修正理由

【ガイドライン見直しの経緯】

－津波注意報、津波警報発表時の避難対象地域について、海岸防潮堤の整備状況を踏まえ、必要に応じ変更が生じる。

【ガイドライン見直しの方向性】

- －避難対象地域設定の考え方は国のガイドラインに基づいたものため、変更しない。
- －設定の際の参考となる技術的資料の記載を追加する。また、巻末資料にその抜粋を追加する。

● 主な修正箇所（新旧対照表（案）P5より）

頁	改定後（新）	改定前（旧）	備考
21	<p>3.2 避難対象地域の指定</p> <p><津波警報等で発表される予想津波高に応じた避難対象区域設定区分></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。</p> <p>②津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。</p> <p>③津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。また、海岸堤防等がない又は海岸堤防等が低いため、高さ1mの津波によって浸水が想定される地域も対象とする。</p> </div> <p>参考）避難情報に関するガイドライン（R3.5 内閣府）</p> <p><u>津波注意報及び津波警報が発表された際の避難対象地域を検討する場合の参考資料</u></p> <p>【海岸防潮堤の整備位置、計画堤防高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三陸南沿岸海岸保全基本計画 ・ 仙台湾沿岸海岸保全基本計画 <p>【津波浸水シミュレーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城県第五次地震被害想定調査結果 	<p>3.2 避難対象地域の指定</p> <p><津波警報等で発表される予想津波高に応じた避難対象区域設定区分></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。</p> <p>②津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。</p> <p>③津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。また、海岸堤防等がない又は海岸堤防等が低いため、高さ1mの津波によって浸水が想定される地域も対象とする。</p> </div> <p>参考）避難情報に関するガイドライン（R3.5 内閣府）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>ただし書きを追加（本資料では省略）</p> <p>巻末資料の追加</p>